

## 鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金（以下「本負担金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本負担金は、鳥取市道南岸線道路改良事業（以下「負担事業」という。）について、鳥取県（以下「甲」という。）が事業実施主体である鳥取市（以下「乙」という。）に対して、乙の起債借入償還の後年度負担の軽減を行うことで、事業進捗を図ることを目的として交付する。

### (負担金の交付)

第3条 甲は、前条の目的の達成に資するため、負担事業を行う乙に対し、予算の範囲内で本負担金を交付する。

2 本負担金の額は、負担事業に要する別表第1欄に掲げる経費の額に、同表の第2欄に定める算定方法によって得た額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本負担金の交付申請は、事業着手の20日前までに行わなければならない。ただし、事業着手予定日が4月1日から4月20日までの場合は、3月27日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本負担金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本負担金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 規則第10条の交付の内示を行う場合は、様式第4号により通知するものとする。

### (負担金の受入)

第6条 乙は、前条の規定により本負担金の交付決定通知を受けた場合は、本負担金を鳥取市公共施設等整備基金に繰り入れるものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本負担金の増額を伴う変更

(2) 負担事業の目的及び効果に変更をもたらす変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、負担事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、負担事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第3項による報告は、様式第5号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本負担金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年3月27日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度事業から適用する。

(別表)

1 負担金対象経費	2 負担金額の算定方法
本工事費 附帯工事費 測量設計費 用地費及び補償費	以下のとおりとする。

## ●負担金額の算定方法

- ・負担金額は、負担事業に要する第1欄に掲げる経費のうち、平成25年度から乙が事業主体になることにより増加する乙の負担額とする。
- ・負担金額＝(市事業による市負担－県代行事業による市負担)

$$X(\text{円}) = Y2(\text{円}) - Y1(\text{円})$$

- X : 当該年度の負担金額(円)
- Y1 : 県代行事業で実施した場合の市の負担額(円)
- Y2 : 市事業で実施した場合の市の負担額(円)

※負担金額については、各年度に充てている交付金・地方債によって計算をすることとする。

※社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日制定) 附属第三編第1章イ イー1 1-(1) 表1-(1)-2 (以下「社会資本整備交付要綱」という。)に基づく鳥取県の国費率 : Z1

※社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく鳥取市の国費率 : Z2

※市町村代行事業における市負担 : 工事費の5%

※地方債については1万円の端数切で計算

### 【県代行事業で実施した場合(社会資本整備総合交付金)】

$$\text{市負担} : Y1 = A1 + B1 + C1(\text{円})$$

社会資本整備総合交付金 Z1	県負担 D-Z1-市負担5.00%	市負担 5.00%		
		過疎債	公共事業等債	一般財源 C1
		交付税措置	自主財源 A1	交付税措置 自主財源 B1
		D		

### 【市事業で実施した場合(社会資本整備総合交付金)】

$$\text{市負担} : Y2 = A2 + B2 + C2(\text{円})$$

社会資本整備総合交付金 Z2	市負担 D - Z2				
	過疎債	公共債		一般財源 C2	
	交付税措置	自主財源 A2	交付税措置	自主財源 B2	
		D			

平成〇〇年度鳥取市道南岸線道路改良事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画の内容

3 事業費の内訳

4 平成〇〇年度事業実施期間

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

平成〇〇年度鳥取市道南岸線道路改良事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

	事業費計 （負担金額）	社会資本整備 総合交付金	過疎債		公共事業等債		一般財源	備考
		国費	交付税措置	自主財源	交付税措置	自主財源		
本年度予算額 （本年度決算額）								

2 支出

（単位：円）

	工事費（計）	本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及び補償費
本年度予算額 （本年度決算額）					

第 年 月 日 号

職 氏 名 様

住 所  
申請者 氏 名 ㊞

〇〇年度鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下、「申請書」という。）で申請のあった鳥取市道南岸線道路改良事業（以下「負担事業」という。）執行に係る負担金（以下「本負担金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本負担金の負担事業は、「鳥取市道南岸線道路改良事業」とし、その内容は、交付申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本負担金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、負担事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金〇〇〇〇〇〇〇〇 円

(2) 交付決定額 金〇〇〇〇〇〇〇〇 円

3 交付額の確定

本負担金の額の確定は、負担対象経費の実績額について鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金交付要綱（平成26年3月 日付第 号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 負担規程の遵守

本負担金の収受及び使用、負担事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

第 号  
年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名 ㊟

〇〇年度鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金交付見込通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下、「申請書」という。）で申請のあった鳥取市道南岸線道路改良事業（以下「負担事業」という。）執行に係る負担金（以下「本負担金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり内示することにしたので、規則第10条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本負担金の負担事業は、「鳥取市道南岸線道路改良事業」とし、その内容は、交付申請書の記載のとおりとする。

2 交付見込額等

本負担金の算定基準額及び交付見込額は、次のとおりとする。

ただし、交付見込額は、交付決定において変更または交付しないことがある。

(1) 算定基準額 金〇〇〇〇〇〇〇〇 円

(2) 交付決定額 金〇〇〇〇〇〇〇〇 円

3 負担規程の遵守

負担金の收受及び使用、負担事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

4 着手届の提出

本通知に基づき負担事業に着手に着手した場合は、規則第11条に基づき規則様式第2号による届出書を提出しなければならない。

第 年 月 日 号

職 氏 名 様

住 所  
申請者 氏 名 ㊟

〇〇年度鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金進捗状況報告書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る事業の〇〇年度の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。）第17条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

負担事業の名称	〇〇年度鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金	
	算定基準額	交付決定額
〇〇年度までの実績①		
〇〇年度における実績②		
〇〇年度以降の実施予定③		

（注）①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。